

Tax Analysis

中国税務

サービス貿易項目に係る対外支払 払手続の簡素化

Authors:

Shanghai

Hong Ye

Tel: +86 21 6141 1171

Email: hoyeqinli@qinliilawfirm.com¹

Si Wang

Tel: +86 21 2312 7416

Email: sishwang@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

International Tax Services

National and Eastern Region

Shanghai

Vicky Wang

Partner

Tel: +86 21 6141 1035

Email: vicwang@deloitte.com.cn

Northern Region

Beijing

Kevin Ng

Partner

Tel: +86 10 8520 7501

Email: keving@deloitte.com.cn

Southern Region

Hong Kong

Sharon Lam

Partner

Tel: +852 2852 6536

Email: shalam@deloitte.com.hk

中国国家税務総局と国家外貨管理局は2013年7月に連名で、一部の対外支払手続の簡素化に関する40号公告を公布した。

現行の規定では、サービス貿易等において3万米ドル相当額以上の対外支払を行う際、納税証明書を提出することが必要とされているが、40号公告（2013年9月1日施行）によって当該規定は廃止され、代わりに新たな税務届出に関する規定が適用されることになる。この新しい規定によれば、サービス貿易等において5万米ドル相当額以上の対外支払を行う国内組織及び個人は、『サービス貿易等項目の対外支払に係わる税務届出表』（以下“『税務届出表』”）を作成し、関連取引資料と合わせて主管国家税務機関に提出しなければならない。支払者はこの届出手続を行った後、『税務届出表』を持って銀行で対外支払手続を行うことになる。

40号公告とともに、国家外貨管理局は2013年7月に匯発[2013]30号通達（以下“30号文”）を公布した。30号文により、外貨管理の観点からサービス貿易及びその他の項目における対外送金の審査規定が簡素化され、支払者は銀行に納税証明書を提出しなければならないという要求も取り消された。

背景

現行の規定（匯発[2008]64号及びその他の関連通達）によれば、サービス貿易等において3万米ドル相当額以上の対外支払を行う国内組織及び個人は、支払を行う前に、主管国家税務機関及び地方税務機関に納税証明書の発行を申請する必要がある。これまでは、対外支払の手続を行う際、支払者は必ず銀行に当該納税証明書を提出しなければならなかった。

しかし、実務上、特に対外支払額に係る税務上の取扱に関して支払者と主管国家税務機関及び地方税務機関が合意できない場合など、納税証明書の取得は必ずしも容易ではなかった。そのため、国外への送金ができず、資金が国内に留まってしまうという状況が多々見られた。

40号公告及び30号文の公布により、サービス貿易等における3万米ドル相当額以上の支払額に対し、税務機関が支払前に納税審査を行うという規定は実質的に廃止された。それに代わる税務届出の要求の導入及び税務届出が必要とされる金額の引き上げ（3万米ドルから5万米ドルへの引き上げ）は、対外支払に対する管理手続を簡素化するものである。

40号公告のポイント

1. 税務届出を必要とする対外支払の種類 - 現行規定において納税証明

¹上海勤理法律事務所は、デロイトグローバルネットワークに属するメンバーファームである。

書の提出が必要とされる場合と概ね類似する(添付1参照)。税務届出が不要な対外支払の種類も、現行規定において納税証明書の提出が不要とされる場合と概ね類似する。

2. **税務届出の主管税務機関** - 新しい規定によると、届出者は主管国家税務機関のみに税務届出を行えばよく、同時に主管地方税務機関にも届出を行う必要はない。この点は、主管国家税務機関と地方税務機関へそれぞれ納税証明書を申請することが必要とされている現行規定とは異なる。主管国家税務機関は『税務届出表』に捺印し、1部をその場で届出者に返却し、もう1部を届出者の主管地方税務機関に送付する。届出手続の完了後、届出者は支払手続を行うために主管国家税務機関が捺印した『税務届出表』を銀行に提出しなければならない。
3. **税務届出の提出資料** - 届出者は主管国家税務機関に『税務届出表』(一式三部)及び関連取引資料のコピー(例えば、社印を捺印した契約書等)を提出する。取引資料の提出に関する要求は現行規定に類似する。
4. **複数回の対外支払** - 同一の契約書に基づき複数回の対外支払を行う必要がある場合、届出者は毎回の支払前に税務届出手続を行う必要があるが、初回支払の届出を行う際のみ、契約書(協議書)あるいは関連取引資料のコピーを提出すればよい。現行の規定では、同一の契約書に基づき複数回の対外支払を行う場合、3万米ドル相当額以上の支払を行う都度、納税証明書が必要となるが、すでに提出した取引資料を改めて提出する必要はない。
5. **審査期限** - 新しい規定によれば、主管国家税務機関あるいは地方税務機関は『税務届出表』及び関連取引資料の受領後、15営業日以内に関連する税務事項を審査しなければならない。税務機関は届出者に対し、必要な追加資料の提出を求める権限を有する。審査内容は以下の通りである。

- 届出情報と実際の支払項目が一致しているか否か
- 対外支払項目について、関連規定に従い各種税金が納付されているか否か
- 減免税優遇の適用を申請する場合、関連の税法及び租税条約(協定)の規定に合致しているか否か

上記の規定は、主管国家税務機関あるいは地方税務機関に対し、15営業日以内に関連の税務処理を決定することまでは求めているようである。

6. **施行日** - 40号公告及び30号文は、2013年9月1日から施行される。

新しい規定の公布により、対外送金を行う際に納税証明書を提出することは必要なくなるが、このことは届出者の、現行の税法に基づく税務登記、納税申告、源泉徴収及び資料届出(あれば)等の税務に関わる義務が免除されることを意味するものではない。届出者がこれらの義務を規定に従って履行しない場合、主管税務機関は未納付税額を追徴し、かつ税法の関連規定に基づき処罰する権限を有している。

40号公告は主に、国内企業が遅滞なく対外支払を行えるように、対外支払の管理手続を簡素化するものであるが、納税者及び源泉徴収義務者の義務を免除するものではない。当該公告は、届出者が税務届出を行った後の、主管税務機関による税務関連事項の審査の強化も示唆している。

添付1

40号公告において税務届出が必要とされる対外支払の種類には、国外組織あるいは個人が中国から取得する大部分の貨物貿易以外の収入が含まれる。例えば、下記の通りである。

- サービス貿易収入
 - 運輸
 - 旅行
 - 通信
 - 建築据付及び役務請負
 - 保険サービス
 - 金融サービス
 - コンピューター及び情報サービス
 - 特許権等の使用許諾及びフランチャイズ
 - 体育文化及び娯楽サービス
 - その他の商業サービス
 - 政府サービス
- 個人給与
- 配当、利益
- 直接債務利子
- 保証費
- ファイナンスリース料
- 不動産譲渡収入

- 持分譲渡収入

外国投資者が国内直接投資によって得た合法的所得を以って国内で再投資する際、1件あたりの投資額が5万米ドル以上の場合には、対外支払は生じなくとも、40号公告の要求に基づき税務届出を行う必要がある。

本 Tax Analysis の内容は、デロイトの国際税務サービスに関わるものです。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : keving@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

済南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1708
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢
シニアマネジャー
TEL : +86 10 8512 5524
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 0976
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成
ディレクター
TEL : +86 20 2831 1650
FAX : +86 20 3888 0121
E-mail : ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

酒井 晶子
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1493
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : aksakai@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email : ssugihara@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP 及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。